平成２２年（フ）第１２９６号
福岡県太宰府市石坂２丁目20番25号
債務者　窪澤　邦彦
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３０９号
福岡市博多区相生町１丁目２番８―1008号
債務者　加世田晴彦
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３７７号
福岡市博多区吉塚７丁目２番29―604号
債務者　石盛　丈博
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４１３号
福岡市博多区相生町１丁目２番８―1008号
債務者　佐土原眞起子（旧姓加世田）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４８３号
福岡県春日市上白水９丁目101番地アーサー博多南ステーション605号
債務者　満尾　嘉一
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５１６号
福岡市中央区舞鶴１丁目８番26―726号
債務者　納富　宏樹
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５４４号
福岡県筑紫野市二日市北４丁目５番３―205号
債務者　遠藤　　亮
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６６９号
福岡市西区周船寺３丁目11番65―606号
債務者　新垣　隆子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７４２号
福岡県太宰府市宰府３丁目６番10―401号
債務者　川岸美惠子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７６１号
福岡市中央区谷１丁目１番８―704号
債務者　松本西戸美（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７６６号
福岡市東区箱崎１丁目15番23―801号
債務者　山口祐一郎（旧姓森）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８０９号
福岡県古賀市花鶴丘１丁目７番７
債務者　酒井　貴史
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８５０号
福岡市西区下山門３丁目６番17―403号
債務者　小出やよい
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８６０号
福岡市博多区博多駅東１丁目５番21号
債務者　尾本　　清
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８６３号
福岡市中央区大手門１丁目２番23―2501号
債務者　星丸　美香
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８６７号
福岡市早良区飯倉２丁目９番５―202号
債務者　日高いづみ（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８７６号
福岡市中央区港２丁目４番26号
債務者　佐々木ヨシ子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９０６号
福岡市南区野間４丁目１番35―717号
債務者　冨重　輝花（旧姓舩越）
1　決定年月日時　平成22年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部